

第 2 3 号議案

旅館業の営業許可に係る意見について

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年（ 2 0 1 8 年） 7 月 1 3 日

提出者 中野区教育委員会教育長職務代理者 伊藤 亜矢子

（提案理由）

旅館業の営業許可について、旅館業法第 3 条第 4 項に基づき中野区保健所長から意見を求められたので、意見を申し出る必要がある。

旅館業の営業許可に係る意見について

平成30年6月19日付で、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第4項に基づき中野区保健所長から意見を求められた別紙について、下記のとおり回答する。

記

- 1 中野区立ひがしなかの幼稚園の清純な施設環境が著しく害されるおそれはないと考えるが、当該簡易宿所の営業許可に当たっては、清純な施設環境の維持と旅館業営業の健全な発展との調和を図るよう、当該簡易宿所の運用ルールの確立について配慮を求める。
- 2 地域の良好な生活環境を保つため、当該簡易宿所の宿泊者の迷惑行為があった場合における施設管理者への連絡方法の明示や地域の住民からの苦情について真摯に臨むための体制の確保について、当該簡易宿所の管理者への指導を要望する。

旅館業の営業許可に係る意見について

旅館業法第3条第4項の規定により、下記のとおり教育委員会の意見を求める。

記

- 1 申請地
東京都中野区東中野四丁目19番8号
- 2 申請者
株式会社アイオス
- 3 営業種別及び名称
簡易宿所 G I V E higashinakano
- 4 新設譲渡等の別
新規
- 5 施設概要等
 - (1) 建物の種類
鉄筋コンクリート造5階建
 - (2) 使用部分
地上2階から5階まで
 - (3) 客室及び定員
4室13名
 - (4) 概ね100メートル区域内の学校等
中野区立ひがしなかの幼稚園